

# 東方官衙北地区の調査

## —第175次

### 1 はじめに

本調査区は、藤原宮の中心建物である大極殿の約300m東にあり、東方官衙北地区と呼称している地域の南西部に位置する。調査区の周囲では、1977年の藤原宮第21-1次調査、計画調査としては1980年の藤原宮第30次調査以降、近年まで大・小規模の発掘調査が積み重ねられている。このため、東方官衙北地区は宮内官衙としては比較的様相の分かっている地区のひとつといえる。

本調査区周辺におけるこれまでの主な調査成果には以下のものが挙げられる(図126)。本調査区の北側でおこなった藤原宮第30・35・38・48-3次および飛鳥藤原第108-5次調査では、東方官衙を構成する廂付南北棟建物や、長大な東西棟建物を数棟検出している。特に後者は東方官衙北地区を特徴づけている。これらの調査のうち、第48-3次調査では、東西棟建物の柱穴から「加之伎手官(かしきてのつかさ)」と書かれた墨書土器が出土した。

また、本調査区の西側でおこなった藤原宮第71・78次調査では、内裏の東に隣接する内裏東官衙地区の区画堀や建物、区画の間を通る東西方向の宮内道路などを検出するとともに、その下層では7世紀後半～藤原宮期直前の建物や溝が存在することも確認した。さらに、第78次調査区の東端では、東方官衙地区の建物とそれを囲む堀の一部、および内裏東官衙と東方官衙の間を通る南北方向の宮内道路を検出している。本調査区は東方官衙地区の堀・建物および内裏東官衙から延びる宮内道路の東側延長上に位置する。

今回の第175次調査は、こうした遺構の状況のさらなる確認を目的として、2012年4月2日から6月25日まで実施した。調査面積は当初460㎡であったが、遺構の広がりを確認する必要が生じたため34㎡拡張した。拡張後の面積は494㎡である。

### 2 検出遺構

**基本層序** 調査区周囲の旧地形は、南東から北西に向けて緩やかに低くなる。基本層序は、表土、床土、灰褐色粘質土(遺物包含層)、暗褐色砂質土(藤原宮期整地土)、地山の順である。地山は、調査区南西部では締まりのよい褐色粘質土(シルト)であるが、調査区東半・西北部では砂や砂礫であり、この場所にはかつて南東から北西方向に流れる自然流路が複数存在したようである。

遺構は、藤原宮期の整地土上面で検出したものもあるが、後世に掘られた多数の耕作溝により整地層が失われている場所では、地山上面で検出した。検出した主な遺構は、礎石建物1棟、掘立柱建物5棟、掘立柱堀1条、東西溝3条、南北溝2条、L字状溝1条、柱列1条、大土坑3基で、他に多数の土坑を検出した(図127)。

#### 藤原宮期の遺構

**掘立柱建物SB8572** 調査区の北端から約3m南に位置する。東西に並ぶ柱穴10基を検出し、さらに西から4基目の柱穴の1.5m北で、間仕切りのためと考えられる柱穴を1基検出した。間仕切りの柱穴を除くと、柱間は8尺

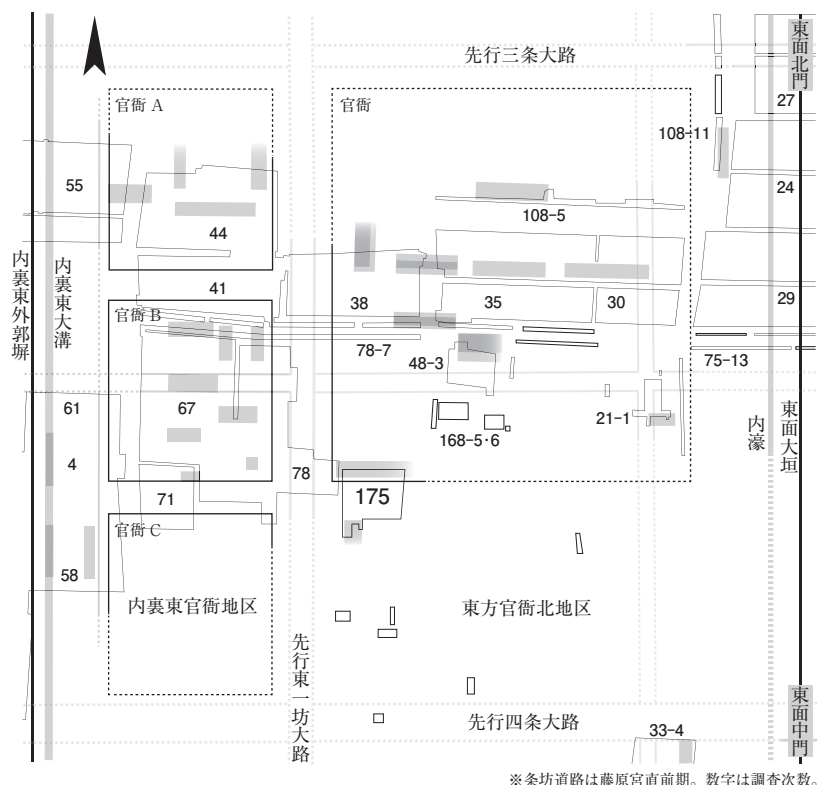


図126 東方官衙北地区周辺における藤原宮期の遺構配置図 1:3000

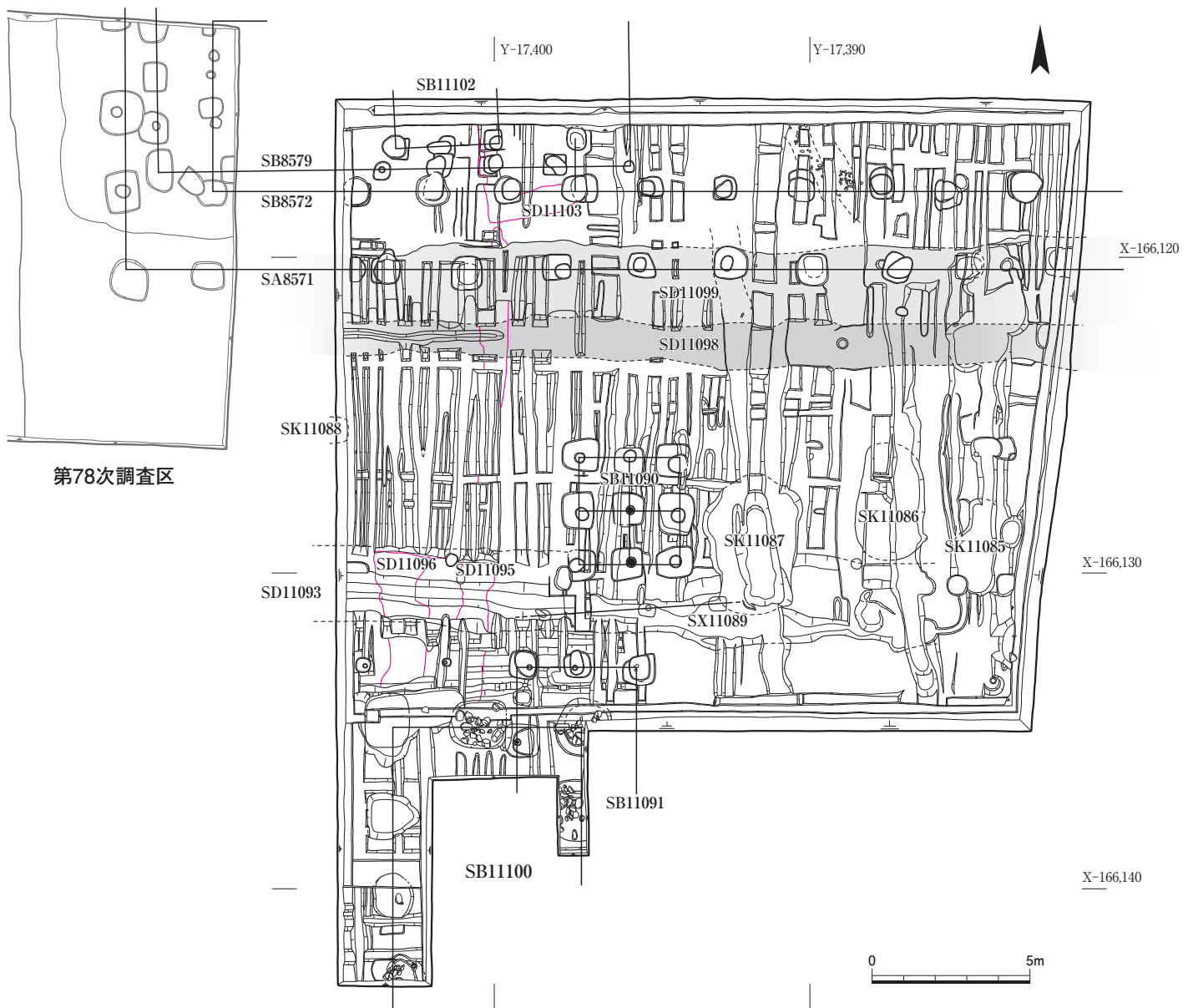


図127 第175次調査遺構図 1:200

(約2.4m) 等間となる。第78次調査で検出していた掘立柱建物SB8572の延長部分であり、既検出分とあわせると、桁行12間(検出総長約26m)以上、梁行2間(柱間9尺、検出総長約5.4m)の東西棟建物に復元できる。柱掘方は一辺約1mの隅丸方形で、検出面(地山もしくは整地土)からの柱穴の深さは最大で50cmである。重複関係からみて後述の掘立柱建物SB8579・11102より新しい。建物方位はほぼ正方位である。

**掘立柱塀SA8571** SB8572の約2.5m南に位置する東西塀。8間分(柱穴9基)を検出した(図127)。第78次調査で検出していた東方官衙区画塀SA8571の延長部分であり、既検出分とあわせると、検出総長は約30mとなる。柱間は9尺(約2.7m)等間、柱掘方は一辺約1mの隅丸方形で、

検出面(整地土)からの柱穴の深さは最大で65cmである。第78次調査区での重複関係からみて、後述の掘立柱建物SB8579より新しい。

**東西溝SD11098** SA8571の約2m南に並行して延びる素掘溝。幅約1~1.5m、深さ35cmで、東端では大部分が削平されているものの、長さ23m分を検出した。SA8571に沿って設けられたものと考えられる。

**東西溝SD11099** 掘立柱塀SA8571と同位置を東西に延びる素掘溝。幅約2.5m、深さ45cmで、東端では大部分が削平されているものの、長さ23m分を検出した。重複関係からみて掘立柱塀SA8571・東西溝SD11098より古い。SA8571とほぼ同位置に掘られているため、SA8571の構築直前に何らかの理由で掘削されたものとみられる。本

調査区西側でおこなった第71次調査でも、内裏東官衙を区画する掘立柱塀と同位置に、その設置直前に掘削された素掘溝が検出されており、「地割溝」と解釈している(『藤原概報 24』)。SD11099も同様に解釈しておきたい。

**礎石建物SB11100** 調査区西南端(拡張区)に位置する。基壇土は残っていないが、礎石据付穴7基を検出した(図128)。桁行3間以上、梁行2間以上の南北棟建物と想定され、柱間は桁行9尺、梁行10尺(約3m)である。礎石据付穴は一辺1.4~1.8mの隅丸方形もしくは直径1.3~1.7mの不整円形で、検出面(整地土)からの深さは70cm前後である。礎石据付穴の内部には、根石と考えられる長径10~40cmの円礫ないし亜角礫が詰まっていた。礎石は抜き取られているが、抜き穴には破碎された礎石とみられる花崗岩片も含まれていた。なお、調査区内ではこの建物にともなう掘込地業は認められない。この建物の発見により、既発見の東方官衙区画塀SA8571の南側は礎石建物が建つ空間であることが判明し、これまで見つかった宮内道路はこの空間に接続していたと考えられるようになった。

#### 藤原宮期以前の遺構

**掘立柱建物SB8579** 調査区西北端に位置する。東西に並ぶ柱穴5基を検出した。柱間は1.5~2.4m、柱掘方は一辺0.6~0.8mの隅丸方形で、西から2基目の柱穴の検出面(地山)からの深さは20cmである。第78次調査で検出していた建物SB8579の延長部分と考えられる。既検出部分とあわせると、桁行7間(約16m)の東西棟建物に復元できる。建物方位は東でわずかに北に振れる。

**掘立柱建物SB11102** SB8579の柱筋の約0.7m北に位置する。東西に並ぶ柱穴3基を検出した。梁行2間の南北棟建物の南妻部分と考えられる。柱間は5尺(約1.5m)等間、柱掘方は一辺0.6~0.7mの隅丸方形で、妻柱の柱穴の検出面(地山)からの深さは20cmである。遺構の重複関係からみて掘立柱建物SB8579より古い。建物方位は東でやや北に振れる。

**東西溝SD11093** 調査区の南端から4m北に位置する素掘溝。東でやや南に振れる。幅約2.5m(深部の幅は約1m)、深さ45cmで、調査区東端では大部分が削平されているが、長さ17m分を検出した。出土遺物からみて藤原宮期以前の溝である。埋土は藤原宮期の整地土に類似していることから、藤原宮の造営期に埋め立てられた可能性が



図128 礎石建物SB11100(北から)

考えられよう。

**柱列SX11089** 調査区西南寄りに位置する。東西溝SD11093を掘り下げた底面で検出した小型の柱穴3基からなる。延長部分に柱穴は確認できなかった。

**大土坑SK11086・11087** 調査区中央東寄りに位置する2基の土坑で、出土遺物等から宮期以前のもの。宮造営にともなって埋め立てられたと考えられる。

**下層溝SD11103** 調査区の西北端に位置する素掘溝。L字状を呈し、北でやや西に振れる。幅0.6~0.8m、深さ10cmで、大部分が削平されていると思われる。重複関係からみて掘立柱建物SB8572・8579・11102の柱穴より古い。方形周溝墓の一部の可能性はある。

**下層南北溝SD11095** 調査区西端から5m東に位置する素掘溝。北でやや東に振れる。調査区北端でとぎれる。幅0.8~1m、深さ30cmで、約15m分を検出した。重複関係からみて東西溝SD11093・11098・11099、礎石建物SB11100より古い。

**下層南北溝SD11096** 調査区西端から1.5m東に位置する素掘溝。幅1.7~2m、深さ20cm以上で、約4m分を検出した。調査区北側では検出していないため、途中でとぎれると思われる。重複関係から見て、東西溝SD11093よ

り古い。

### 藤原宮期以後の遺構

**総柱建物SB11090** 調査区の中央やや西南寄りに位置する掘立柱建物。2間四方（柱穴9基）の総柱建物で、柱間はおよそ6尺（約1.8m）等間、柱掘方は一辺約1mの隅丸方形で、検出面（整地土）からの柱穴の深さは50～60cmである。建物方位はほぼ正方位である。中央柱列の南側2基の柱穴には、北からそれぞれ直径19cm・16cmの柱根が残る。

**掘立柱建物SB11091** 調査区西南に位置する掘立柱建物。柱穴4基を検出した。桁行2間以上、梁行2間の南北棟建物の北妻部分と考えられる。柱間は桁行が8尺（約2.4m）、梁行が6尺（約1.8m）等間、柱掘方は一辺約1mの隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（整地土）からの深さは80cmである。建物方位はほぼ正方位である。西側柱筋南側の柱穴には直径14cmの柱根が残る。この柱穴は礎石建物SB11100北妻中央の礎石据付穴の隣に設けられており、埋土に礎石据付穴に由来すると思しき花崗岩礫が含まれていることから、SB11091はSB11100より新しいであろう。また、SB11090の西側柱列はSB11091の妻柱と柱筋を揃えている。両建物は建物方位や柱穴の形状も共通し、いずれにも柱根が残っていることからみて、同時期と考えておく。

**大土坑SK11085** 調査区東端南よりに位置する。出土土器から見て、平安時代に下る可能性がある。

**土坑SK11088** 調査区西端に位置する。藤原宮期の整地土を掘り込んで設けられている。大型の須恵器甕が出土した。層位と位置から宮期以後とみておく。（森先一貴）

## 3 出土遺物

### 土 器

整理箱にして37箱分の土器が出土した。7世紀後半～藤原宮期の土師器と須恵器が主体を占める。主な遺構や整地土、包含層出土の土器について報告する。

**藤原宮造営以前の土器（図129）** 1はSK11087出土の土師器杯C。2～14はSD11093出土で、2～10が土師器、11～14は須恵器である。杯A（6）は深い器形で、左上がりの放射一段暗文を施す。2～5は杯C。深い器形と浅い器形があり、a0手法で調整する。盤（7）は風化が著しいが、放射暗文が確認できる。8は甕A。9は甕C、

10は鍋で、口縁部内面を横方向のハケ目で調整する。須恵器杯B蓋は、かえりを有するもの（11）とないもの（12）がある。13は盤で、体部の2カ所に把手をもつ。短頸壺（14）は体部下半をロクロケズリで調整する。これらの土器は飛鳥Ⅳ～Ⅴの年代が与えられる。

**整地土出土土器（図130）** 調査区の西南部を中心に、整地土からまとまった土器が出土した。土師器は杯A（33・36）、皿B蓋（34）、椀C（35）、盤（37）を図示した。33は径高指数が37.1で、内面に二段放射暗文と、口縁部直下および上下の放射暗文間にそれぞれ連弧暗文を施す。飛鳥Ⅱに位置づけられる。36は風化のために暗文は不詳。盤はb1手法で調整し、内面に放射暗文と連弧暗文を施す。須恵器には杯B（39）、杯B蓋（38）、杯G（42）、杯G蓋（41）、皿A（40）、平瓶（43）、壺A（47）、甕A（44）、甕C（45・46）がある。杯Bの口縁部には煤が付着しており、灯火器として用いたもの。平瓶は球形に近い体部で、自然釉の降着が著しいが、外面下半にタタキ目が観察できる。肩部に把手が付いていた痕跡がある。壺Aは肩部に波状文と2条の沈線を入れ、体部下半はタタキで調整する。45は外面の2カ所に把手を付す。これらの土器は飛鳥Ⅳ～Ⅴを主体とする。

**藤原宮期の遺構出土土器（図129）** 15～17はSB11100の礎石据付穴出土の土師器。15は杯Aで、17は高杯Cの脚部。皿A（16）はb0手法で調整し、内面に放射二段暗文を施す。18～20はSB8572出土。いずれも土師器で、杯A（19）、杯H（18）、鉢（20）がある。杯Aは口縁部のみの破片だが、内面に放射二段暗文が確認できる。21～23はSA8571出土。土師器杯C I（22）は深い器形で、a0手法で調整する。土師器盤（21）は外面に2個の把手を付し、体部下半を横方向のヘラケズリで調整する。須恵器杯B蓋（23）は、内面にかえりをもたない。24～30はSD11098出土。土師器杯C I（25）は深い器形で、杯C II（24）は浅い器形。土師器皿A（26）は口縁端部を内側にわずかに肥厚させ、上面は平坦な面をなす。b0手法で調整し、内面に放射暗文を施す。27～30は須恵器で、杯B（28）、杯B蓋（27）、壺A（29）、甕C（30）を図示した。杯B蓋は内面にかえりをもつ。壺Aは同一個体の破片から図上復元した。肩部は整地土からの出土。肩部が張る器形で、2カ所に把手を付す。内外ともにロクロナデで調整するが、胴部外面中位にはタタキの痕跡が残る。これらの土器は飛鳥Ⅳ

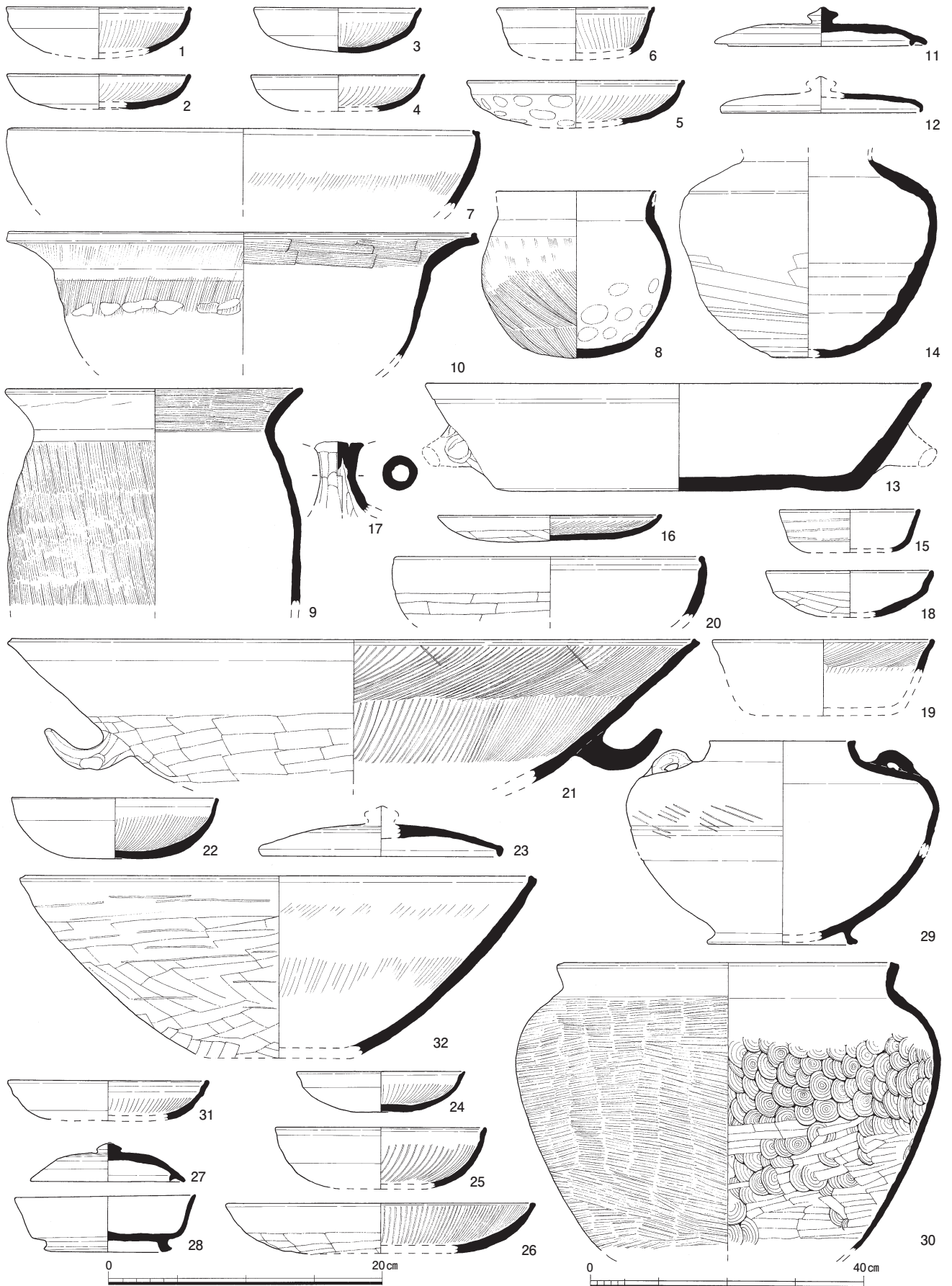


図129 第175次調査出土土器 (1) 1 : 4 (30のみ 1 : 8)  
 (1 : SK11087、2~14 : SD11093、15~17 : SB11100、18~20 : SB8572、21~23 : SA8571、24~30 : SD11098、31・32 : SB11090)

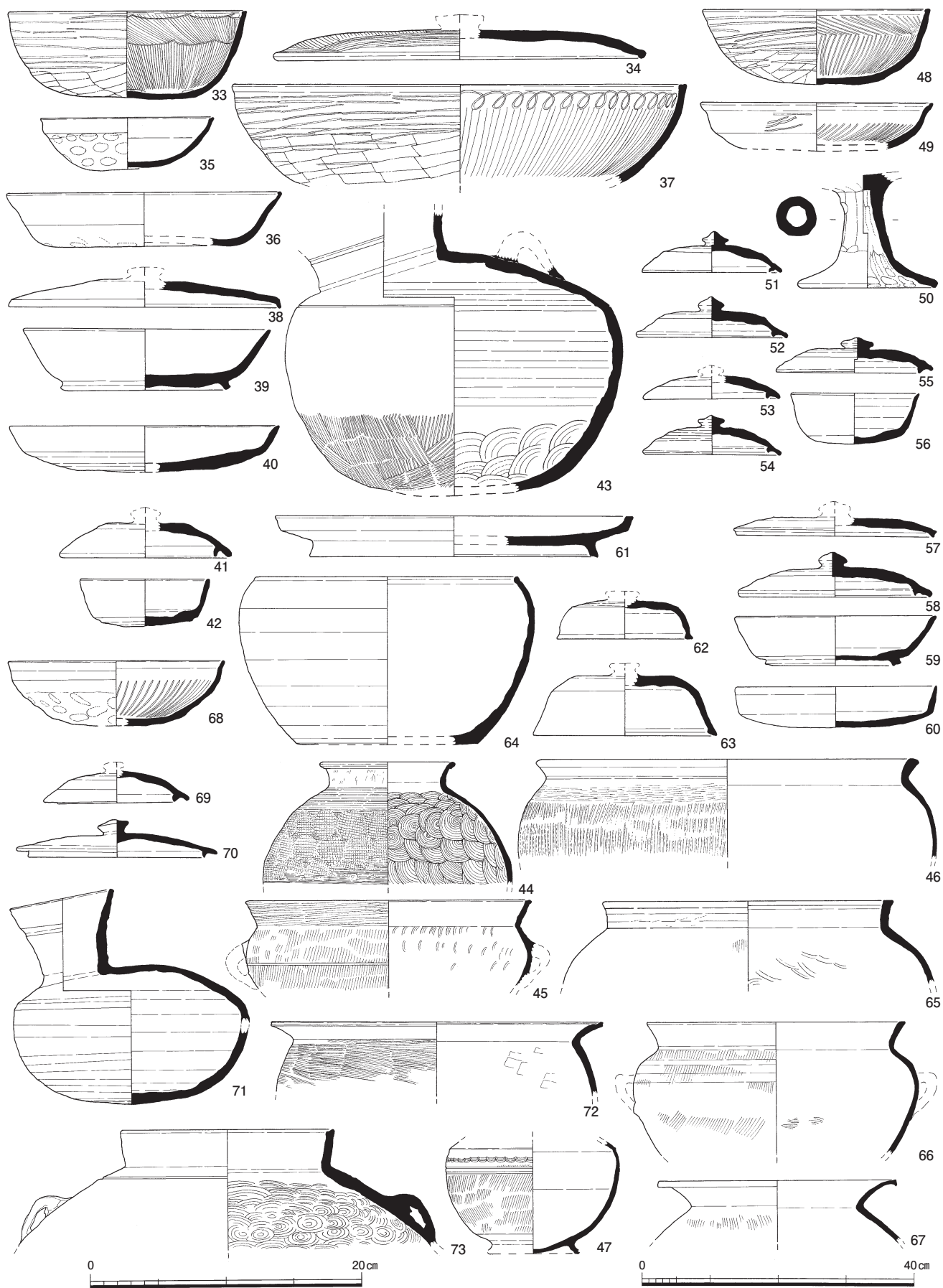


図130 第175次調査出土土器(2) 1:4 (44~47・65~67・72は1:8)  
 (33~47: 整地土、48~67: 包含層、68~71: SK11085、72・73: SK11088)

の特徴を示すものを含むが、飛鳥Vに位置づけられる。

**包含層、藤原宮期以後の遺構出土土器(図129~131)** 31・32は奈良時代の掘立柱建物SB11090出土の土師器。杯C(31)は平底で扁平な器形で、皿Aとの区分がつきにくい。内面にまばらな放射暗文を施し、平城宮土器Ⅲの年代が与えられる。盤(32)は口縁部外面を幅狭くヨコナデし、それ以下はケズリで調整する。外面のヘラミガキと内面の放射二段暗文がわずかに観察できる。

48~67は包含層出土で、48~50は土師器。杯A(48)はb1手法で調整し、径高指数は31.4。飛鳥Ⅲのもの。杯C(49)の口縁部外面には記号を線刻する。須恵器(51~67)は、杯A(60)、杯B(59)、杯B蓋(57・58)、杯G(56)、杯G蓋(51~55)、皿B(61)、壺A蓋(62・63)、鉢(64)、甕A(67)、甕C(65・66)などがある。57と61は転用硯、53と60は灯火器として用いる。67は東海地方の製品とみられる。その他、藤原宮廃絶後の土坑SK11085(68~71)とSK11088(72・73)からも土器が出土したが、飛鳥Ⅳ・Ⅴのものが主体である。

図131は包含層出土の新羅土器細頸壺の肩部。上から水滴形文、重圈文、縦長連続文の印文を施し、各文様間に沈線を入れる。7世紀後半のもので、第58次調査出土の新羅土器(安田龍太郎「飛鳥藤原地域出土の新羅印花文土器」『文化財論叢Ⅲ』2002、図1-2)と同一個体である。

以上、今回の調査で出土した土器は飛鳥Ⅱ・Ⅲをも含むが、主体は飛鳥Ⅳ・Ⅴである。須恵器甕の出土が目立ち、かつ図化できるものも多い。その点が特徴とも言えるが、さらに類例の増加をまち、調査地周辺の性格解明の一助としたい。(玉田芳英)

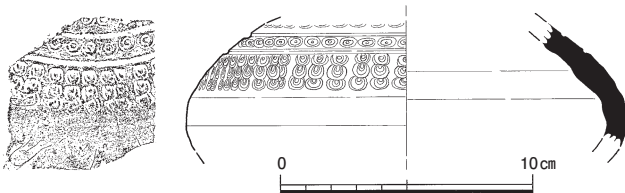


図131 第175次調査出土新羅土器 1:3

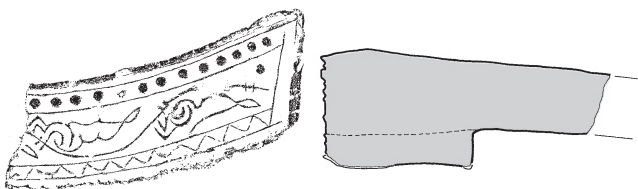


図132 第175次調査出土軒平瓦6646A 1:4

## 瓦 類

計1,001点の瓦が出土した。内訳は、軒丸瓦6点、軒平瓦3点、道具瓦5点、丸瓦148点(13.15kg)、平瓦839点(52.46kg)である(表24)。軒丸瓦には6274B・6281Aが、軒平瓦には6641C・6646Aが認められる。数が少ないということもあり、特定の組み合わせにはまとまらない。比較的残りのよい軒平瓦6646Aのみ図化した(図132)。他の軒瓦はすべて小片である。

1,001点という出土点数は、瓦葺建物の調査であれば決して多くはないが、面積当たりの出土点数に換算すると、掘立柱建物を基本とする藤原宮内の官衙区画においては際立って多いことがわかる。表25に、藤原宮の官衙地区で過去におこなわれた調査のうち、瓦類の詳細が把握できるものをまとめた。これをみると、西方官衙・西南官衙地区では100㎡の単位面積あたりの瓦出土点数は10点未満で、2011年に実施した東方官衙北地区の調査(第168-5・6次)でも10.2点ときわめて少ない。一方で、内裏東官衙地区では100㎡あたり数十点の出土をみており、他の官衙地区よりも多い。そして、本調査区については100㎡あたり202点と突出しているのである。

内裏東官衙地区については、宮の中枢部に近いことが瓦出土量の多い理由といえなくもないが、本調査区の場合その説明は難しい。また、内裏東官衙地区では、本調査区のちょうど西側にあたる第71次調査区の南半で、瓦出土量が多くなるという傾向がある。本調査区でも礎石建物周辺を中心とした調査区南半で瓦出土量が増加する傾向があるので、礎石建物周辺とその西側において瓦出土量が多いという状況がうかがえる。しかし、現状では東方官衙北地区と内裏東官衙地区のいずれにおいても、第71・175次調査区より南側には本格的な調査の手が及んでいないため、上記した瓦の出土傾向の意味を理解するのは難しい。将来、発掘調査により、その手がかりが得られることを期待したい。(森先)

表24 第175次調査出土軒瓦および道具瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			道具瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6274	B	1	6641	C	1	面戸瓦	2
6276	C	1	6646	A	1	鬘斗瓦	1
6278	—	1	不明		1	隅切平瓦	1
6281	A	3				不明	1
計 6			計 3			計 5	

表25 藤原宮官衙地区出土瓦集計表

調査地	回数	軒瓦 道具瓦	軒瓦(点)	丸瓦(点)	平瓦(点)	計(点)	総重量(kg)	調査面積(m <sup>2</sup> )	点数/ 面積(100m <sup>2</sup> )	重量/ 面積(100m <sup>2</sup> )
西南官衙	3次	6273	1	0	2	3	0.12	600	0.5	0.02
	72次	—	—	0	6	6	0.38	1,030	0.6	0.04
	73次	6274Aa 6274B	1 1	23	44	69	7.23	737	9.1	0.98
	77次	6641F 6646F	1 1	6	9	17	1.79	630	2.7	0.28
西方官衙南	79・80次	6278D 6641E	1 1	35	101	138	19.03	3,100	4.5	0.61
	82次	—	—	23	107	130	13.11	1,800	7.2	0.73
	85次	—	—	3	14	17	0.49	703	2.4	0.07
内裏東官衙	71次	6274Aa 6641 6641C ? 6643C 不明軒平 道具	1 1 1 1 1 1	114	439	559	71.43	1,100	50.8	6.49
	78・78-7次	6281A 道具	4 1	177	192	374	59.26	1,408	26.6	4.21
東方官衙北	168-5・6次	—	—	4	14	18	1.25	176.1	10.2	0.71
	175次	6274B	1	148	839	1,001	65.61	494	202.6	13.28
		6276C	1							
		6278	1							
		6281A	3							
		6641C	1							
6646A	1									
不明軒平 道具	1 5									

※瓦の総量を確定できたものに限る。

※藤原宮式以外の瓦は除く。

### 木器・金属器・石製品ほか

加工木、木屑、燃えさし等がコンテナ3箱分、鉄釘1点、不明鉄製品2点、石器37点、基石4点、砥石1点、琥珀玉1点、羽口片3点、炭20点、種実5点が出土した。

(廣瀬 覚)

## 4 まとめ

本調査により、7世紀後半から奈良・平安時代にかけての調査区内の土地利用状況が判明した。

**藤原宮期** 東方官衙区画塀SA8571とそれに沿う側溝を設け、区画塀の内側(北)には長大な掘立柱東西棟建物SB8572、外側(南)には南北棟礎石建物SB11100を建てる。東方官衙区画塀設置直前には、地割溝を掘削している。これまでは、内裏東官衙からの東西宮内道路が本調査区内に延伸し、その南側には、北側の東方官衙区画と対をなす別の官衙区画が存在すると予想されていた。しかし本調査によって、既発見の東方官衙区画の南側には、想定位置にもう一つの区画塀は認められず、礎石建物が建つ空間があったことが判明した。礎石建物を藤原宮東方官衙地区で発見したのは今回が初めてである。その性格

は現状では不明ながら、東方官衙のみならず藤原宮官衙地区の建物配置の実態解明に重要な手がかりが得られたといえよう。

一方、既発見の東方官衙区画内の東西棟建物は非常に長大であった。本調査区北側でおこなった調査でも、桁行9間～12間(26～35m)の長大な東西棟建物を数棟検出している。これらの建物群は同一の官衙区画に属していると考えられるため、この官衙区画では北と南で同様の長大な東西棟建物が配置されていたことになる。

**藤原宮期以前** 第78次調査の成果にもとづくと、建物方位が東でやや北に振れる掘立柱建物SB8579・11102は、藤原宮期以前でも7世紀後半～藤原宮期直前に位置づけられよう。本調査区でも、第78次調査区と同様、この時期の建て替えをとまなう建物群の存在が判明した。

**藤原宮期以後** 総柱建物SB11090などの掘立柱建物を建てる。いずれも柱穴の規模が大きく規格的であり、建物配置にも規則性がうかがわれるため、計画的に建設された建物群と推定される。藤原宮内では、奈良時代や平安時代の遺構が他にもみつかり、この周辺に何らかの施設が存在した可能性がある。(森先)